

酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(講師)</p> <p>第一条 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第二十第十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第八条 第一条及び第四条の規定は、技能講習の講師及び修了試験について準用する。この場合において、第一条中「別表第二十第十二号」とあるのは「別表第二十第十三号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(講師)</p> <p>第一条 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第二十第十三号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第八条 第一条及び第四条の規定は、技能講習の講師及び修了試験について準用する。この場合において、第一条中「別表第二十第十三号」とあるのは「別表第二十第十四号」と読み替えるものとする。</p>